平成25年労第344号

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

## 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁 決を求めるというにある。

## 2 経 過

請求人の亡夫(以下「被災者」という。)は、昭和〇年〇月〇日に会社B(以下「会社」という。)に採用され、同社のC営業所、D営業所、E営業所、F営業所勤務を経て、平成〇年〇月に再びG県H市所在のE営業所(以下「営業所」という。)勤務となった。

被災者は、平成〇年〇月にはE営業所長となり、就労していたところ、平成〇年〇月〇日、営業所内の浴室で死亡しているところを部下に発見された。死体検案の結果、死亡日時は同年〇月〇日正午頃(推定)、直接死因は「一酸化炭素中毒」、死因の種類は自殺であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者が発病した精神障害及び死亡は業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定(略)
  - 2 当審査会の判断
  - (1)被災者の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成○年○月○日付け意見書において、被災者は、「平成○年○月頃、ICD─10診断ガイドラインの「F43.21 遷延性抑うつ反応」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断している。この点、審査官は、精神障害に係る業務起因性の判断について、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を施行したことに伴い、再検討の必要が生じたとして、これまでの調査経過及び審理経過を踏まえて、平成○年○月○日付けで、専門部会医員による協議を求め、その結果、「発病の可能性を否定できないことから、精神疾患を発病したものとして捉えた場合の最大限の評価で、発病時期、精神疾患名を判断し出来事に対する評価を行った。しかし、精神障害を発症していなかった可能性は否定できない」との意見を得たとしている。

当審査会においては、精神的な疾患をうかがわせる様子の変化は全く感じられなかったとする同僚の申述はあるものの、平成〇年〇月頃から食欲がなくなっていた、飼い猫の名前を思い出せない、疲れ切った様子で起こしても起きられないなどの症状が生じていたとの請求人の申述には信憑性があり、専門部会の意見書のとおり、平成〇年〇月頃、本件疾病を発病していたと考えることが

妥当であると判断する。

- (2) 認定基準における精神障害の業務起因性の判断は、対象疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の有無及びその程度を評価することとされていることから、被災者が発病する6か月前における被災者の業務による出来事に係る心理的負荷について検討すると、以下のとおりである。
  - ア 本件疾病発病前おおむね6か月の間及び発病後に認定基準の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
  - イ 請求人は、被災者の業務による心理的負荷を受けた出来事として、「不正経 理問題がきっかけとなり、自殺に至った」旨を主張していることから、この 点について検討する。
    - (ア)被災者は、平成○年○月よりE営業所長職に就き、以降管理職として業務に従事していたところ、工事の赤字による下請業者への支払いを次の工事の下請業者に立て替えさせるという代金の付け替え(以下「付け替え」という。)を繰り返したため、赤字額が膨らみ、次第に工事代金や仕入れ代金の支払いが滞る事態となったことが確認できる。こうした行為がいつ頃から始まったかは不明であるものの、Ⅰ営業部長は「支払いが遅れ始めた時期は平成○年頃からと記憶している。」旨申述しており、さらにこの時期においてはこうした支払い遅延は珍しい事象ではなかった旨述べていることからみて、被災者が営業所の責任者として着任した当初より、「付け替え」は繰り返されていた可能性が高いものと思われる。

Jによると、「所長の主たる業務は、受注に関する業務と、それに関連して工事費等の積算、実行予算管理、工事の原価管理業務」であるとされており、また、営業所は、被災者のみがこうした業務を一任されていたことが認められることから、少なくとも下請業者が会社に通報するまでの期間については、被災者のみの裁量によって行われていたと判断できるものである。以上の経過から見ると、被災者が発病する6か月前までの期間について、何らかの新たな事態が生じたとは言えないものの、繰り返される「付け替え」により、赤字額が相当に膨れあがり、被災者は次第に追い込まれる状況にあったものと推認されるところである。この点、請求人は、父親からの借金により○万円を赤字額の補填に充てていることが確認されており、心理的な負担は極めて大きかったものと推認される。

- (イ)「付け替え」による不正経理は、支店の上司からの業務上の指示に基づくものではなく、被災者自身が認識を持って行ったものであると推認されるも、同種の行為は被災者が営業所の責任者となる以前から同営業所において慣例となっていた可能性が高く、被災者はこれに従い、結果として損害額を膨らませることになったと推測することが妥当である。この点、被災者には、営業所の営業実績を高め、ひいては自らの業績を誇示したいとの意識があった可能性は否定できないものの、当審査会としては、当該行為そのものについては、被災者が主導したものではなく、所内の慣例に従ったものと判断する事が相当であると考える。被災者は、自己資金により赤字補填をしていることからみても、自己の利益のために不正経理を行ったものでないことは明らかであり、当審査会においては、業務による心理的負荷評価表の「仕事の失敗、過重な責任の発生等、具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)を適用して判断することが妥当であると考える。
- (ウ)「付け替え」による会社の損害額は、被災者死亡後に○万円以上に上るものであることが分かっているが、同損害の額について、経理を主導してきた被災者には、死亡前の段階でおおむね把握できていたものと推認することが妥当である。この点、下請業者からのクレームが入り、被災者が事実を認めた段階において、Kは、「私はこの件に関して話を大きくするつもりは無かったため、詰問するようなことはせず、このような案件がどれ位あるかを整理して持ってくる様に言いました。」と述べたとしており、さらに、平成○年○月に被災者が支店へ行った報告はあまりに実態額とかけ離れているため再度報告を上げるように求めたという事実からも推認できるところである。審査官は、当該損害額について、会社の経営規模を加味すると会社の経営に影響するほどのものではなかったと判断しているが、既に自己資金により○万円を穴埋めしている被災者にとっては、相当に大きな額であると感じたものであろうことは容易に推測できるところである。
- (エ) 当審査会としては、被災者は自己の利益のためではなく、会社の経営の ために「付け替え」を繰り返すことになったものであり、既に自己資金を 提供して穴埋めをしている被災者にとっては、当該赤字額は相当に大きな 額と感じられたものと推認できるところであり、「付け替え」については、

被災者がミスを繰り返したものと判断することが相当であり、したがって、 心理的負荷の総合評価「強」と判断できるものと考える。

- (オ)なお、「付け替え」の発覚は平成○年○月であり、発病後のこととなるが、本件においては、自殺に至るまで、被災者は継続的に不正経理問題に係る心理的負荷を感じていたと推認できるものであり、当審査会としては、自殺に至るまで一体的な出来事として捉えることが妥当であると判断する。さらに、会社は長期にわたり「付け替え」を事実確認することを怠り、事態発覚後も、一方的に報告を求めるだけで具体的な支援を行ったとは認められず、当審査会としては、会社の支援も不足していたものと判断する。
- ウ 請求人らは、被災者の労働時間について、ETCの記録に基づいて算定するよう求めるが、複数の会社関係者が被災者は午後5時頃には飲酒し、その後業務に従事することがあった旨申述しており、仮に請求人らが主張する時間に近い時間まで、会社に残留することがあったとしても、それらを労働時間とみなすことはできない。
- エ 以上のことから、具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に該当し、その心理的負荷の総合評価は「強」であり、被災者に発病した精神障害及び死亡は業務上の事由によるものであると判断する。
- オ なお、業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特に考慮すべき点は認められない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬 祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取り消されなければならない。

よって主文のとおり裁決する。